

『阪神大震災と生活復興』（勁草書房、1999年5月）

経済学部教授 高 寄 昇 三

阪神大震災から5年が経過し、各機関での阪神大震災の総括・検証が盛んに行われている。それぞれの立場・視点によって、震災対策の評価はさまざまである。

本書も阪神大震災への総括の一つであるが、甲南大学の平生太郎基金の研究助成をうけて出版されたものである。本書の「生活復興」と同じ研究助成で経済学部教授 藤本建夫編『阪神大震災と経済再建』（勁草書房、1999）が刊行されている。

甲南大学経済学部で阪神大震災を総括することとなり、経済と生活の両面から分析・追求することとして、著者が「生活編」を分担執筆することになった。

本書は復興記録・官庁統計などを参考にして、生活復興がいかになされ、どこに問題があったかを、次のような視点からまとめたものである。

第1に、公共経済学の視点からの分析である。阪神大震災がいかに大きな災害であったとしても、無尽蔵に政府資金を投入できない。当然、財源に限界がある以上、それらを如何に有効に投入・給付するかがポイントである。例えば当初、政府は死者には法律に基づいて弔慰金250～500万円が支給されたが、生存者には1円の給付もなかった。

第2に、阪神大震災の被災者に、なぜ生活復興資金が、給付されなければならないのかの基本的政策根拠が、どこにあるのかである。この点について政府、自治体、そしてマスコミのみならず被災者も曖昧な理屈を、それぞれに展開したに過ぎなかった。

家をなくした、店がつぶれたというのであれば、普通の火事とおなじである。大災害の特異性は地域経済・生活の全体的破壊である。阪神大震災の事例では低家賃アパートの大量崩壊であった。

第3に、生活支援は公平かつ効果的になされたかである。生活復興に関する支援行政の検証である。現金方式と現物方式、自力再建層と他力再建層、公営住宅入居者と非公営住宅入居者など、さまざまな不公平が発生した。

ことに給付を年齢・所得で線引きしたため、実際の被害と給付のギャップが発生してしまった。すなわち二重被害者の救済が放置された。例えば自宅と店、自宅と失業の複合被害は救済には配慮されなかった。

第4に、政府・自治体が阪神大震災の復興対策において、どのような有効な政策を創造していったかである。

被災者の運動によって、生活再建支援法ができ、被災者への100万円の給付が可能となったので、事後の災害被災者の生活復興の大きな支えとなっている。住宅政策では民間借上公営住宅制度が創設され、既成市街地での小規模住宅の給付の途がひらかれた。

阪神大震災の復興過程で、都市型大災害に対する対応措置・政策においてかなりの改善がみられたが、将来の大災害対策としては不十分であることは否定できない。政府・自治体・市民がそれぞれ分野で、阪神大震災の総括をつづけ、災害・復興政策をより完全なも

のにする債務は残されたままなのである。